

(学校教育課)

学校給食費の未収金・回収業務委託について

- 1 目 的 学校給食費に係る未収金管理回収業務について、弁護士事務所に依頼することで、学校給食の未納解消に努めることを目的とする。

- 2 内 容 市が保有する給食費の請求権について、未収金管理回収業務を弁護士事務所に委託し、対象債権を回収する。
具体的には、長期に渡る滞納者に対し文書及び電話による催促及び入金管理となる。

- 3 開始時期 令和元年10月から